

日薬連発第 320 号
平成 31 年 4 月 19 日

加 盟 団 体 殿

日本製薬団体連合会
(押印省略)

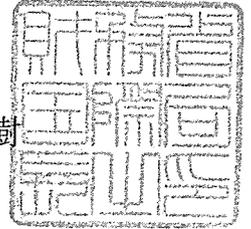
本年 4 月 27 日から 5 月 6 日までの 10 連休に係る外国為替
及び外国貿易法に基づく報告書の提出について

標記について、財務省国際局長より、別添のとおり通知がありましたので、
貴団体加盟企業に周知方よろしくお願いいたします。

財国第 1 1 7 5 号
平成 3 1 年 4 月 1 7 日

日本製薬団体連合会
代表者 殿

財務省国際局長 武内 良樹



本年 4 月 27 日から 5 月 6 日までの 10 連休に係る
外国為替及び外国貿易法に基づく報告書の提出について

平素より、財務行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
います。

さて、財務省が所管する外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律
第 228 号）は、対外取引を司る法律であります。同法では、市場動
向の的確な把握や国際収支統計の作成等のため、事後報告制度を整備
しており、その一つとして、「支払又は支払の受領に関する報告書」
があります。

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律
（平成 30 年法律第 99 号）の施行に伴い本年 4 月 27 日（土）から 5 月
6 日（月）までの 10 日間が連続の休日となることを踏まえ、報告者負
担に鑑み、以下の報告書の提出期限について猶予を設けることとしま
した。

(1) 「支払又は支払の受領に関する報告書」（別紙様式第 3）

当該報告書を書面で提出する場合、支払等を実行した日から 10
日以内に当該支払等に係る為替取引を実行した銀行等又は資金移
動業者提出する必要がありますが、以下のとおり提出期限の猶予を
設けます。

支払等の実行日	提出期限
4 月 24 日（水）	5 月 8 日（水）
4 月 25 日（木）	5 月 9 日（木）
4 月 26 日（金）から 4 月 29 日（月）まで	5 月 10 日（金）



(2) 「支払又は支払の受領に関する報告書」(別紙様式第4)

当該報告書を書面で提出する場合、当該支払等をした日の属する月の翌月10日までに当該支払等に係る為替取引を実行した銀行等又は資金移動業者に提出する必要がありますが、本年4月分の取りまとめ報告の提出期限については、5月14日(火)までとします。

については、上記(1)及び(2)について、貴団体傘下の会員法人等に対して周知するようお願いいたします。会員法人等に対する周知については、別添を通知する方法、窓口において交付する方法又はホームページにおいて掲載する方法等といった適宜の方法により行うようお願いいたします。

以上

外為法に基づく報告書について 10連休にかかる提出期限について一部猶予を設けます

本年4月27日（土）から5月6日（月）までが10連休となることを踏まえ、「外国為替及び外国貿易法」（昭和24年法律第228号）に基づく一部の報告書の提出期限について猶予を設ける省令改正を行います（改正省令公布日 本年4月17日、施行日 同月24日）。

○「支払又は支払の受領に関する報告書」（都度報告・別紙様式第3）

銀行等又は資金移動業者を経由する「支払又は支払の受領に関する報告書」（都度報告・別紙様式第3）は、書面で報告する場合、支払等を実行した日から10日以内（注1）に当該支払等に係る為替取引を行った銀行等又は資金移動業者に提出する必要がありますが、報告者負担に鑑み、以下のとおり、提出期限の猶予を設けます（注2）。

支払等の実行日	提出期限
4月24日（水）	5月8日（水）
4月25日（木）	5月9日（木）
4月26日（金）から4月29日（月）まで	5月10日（金）

（注1）支払等の実行日から10日目が行政機関の休日にあたる場合は、「行政機関の休日に関する法律」（昭和63年法律第91号）第2条に基づき、当該休日の翌営業日が報告期限となります。なお、報告者が銀行等又は資金移動業者に報告書を提出する場合もこの考え方にに基づきます。

（注2）支払等の実行日が本年4月23日（火）以前又は同月30日（火）以降の場合は、提出期限の猶予を設けていませんので、通常どおりの提出期限までに提出をお願いします。

○「支払又は支払の受領に関する報告書」（取りまとめ報告・別紙様式第4）

銀行等又は資金移動業者を経由する「支払又は支払の受領に関する報告書」（取りまとめ報告・別紙様式第4）は、書面で提出する場合、当該支払等をした日の属する月の翌月10日までに、当該支払等に係る為替取引を行った銀行等又は資金移動業者に提出する必要がありますが、本年4月分の取りまとめ報告の提出期限については、5月14日（火）までとします。

オンライン報告の場合は、別紙様式第3及び第4の提出期限が延長されます
（平成30年7月以降実施）

支払等報告のうち、別紙様式第3及び第4については、日本銀行外為法手続きオンラインシステムを利用して報告を行う場合に限り、報告書の提出期限を以下のとおり延長しております。報告の負担軽減及び業務の効率化の観点からも、積極的なご利用をお願いいたします。

別紙様式第3（都度報告）：実行日から20日以内
別紙様式第4（一括報告）：当該支払等をした日の属する月の翌月20日まで

なお、本システムの利用申込みに関する手続きに通常1～2週間程度要します。本システムの利用申込みの詳細につきましては、日本銀行ホームページ（下記URL）をご確認ください。

<https://www.boj.or.jp/about/services/tame/t-denshi/index.htm/>



（外為法に基づく報告全般に関する照会先）

財務省国際局調査課外国為替室

電話 03-3581-4111（内線 2861、2868）

（オンライン報告の利用手続に関する照会先）

日本銀行国際局国際収支課国際収支統計システムグループ 電話 03-3277-1504 E-mail gaitame@boj.or.jp